

その手には乗りません！

振り込め詐欺

から身を守る「心得12カ条」

年々巧妙化する振り込め詐欺。その手口をおさらし、被害から身を守る対策を知っておきましょう。

振り込め詐欺とは

振り込め詐欺とは、特殊詐欺の一つです。面識のない不特定の相手に対して、電話その他の通信手段を用い、預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金などをだまし取るのです。オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺などに分類されますが、時代に合わせて次々と新しい手口が生まれ、犯行に歯止めがかからない状態です。

年を取るほど

「自分は大丈夫！」と思いがち

2017年3月内閣府発表の「特殊詐欺に関する世論調査」によれば「自分は被害に遭わないと思う」（どちらかといえば含む）が約8割を占めました。高齢になるほど被害に遭わないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向が見て取れます。被害を防止するため、家族も協力し



イラスト：MDR

て高齢者を守る対策を立てることが大切です。特に一人暮らしや夫婦二人暮らしの高齢者の子や孫世代に当たる方は、自分から親や祖父母と頻りに連絡を取るなどして、予防に努めましょう。

振り込め詐欺の主な手口

あらためて振り込め詐欺の主な手口をおさらいしつつ、詐欺の被害に遭わないための心得を解説します。詐欺によくあるキーワードも紹介します。このキーワードが出てきたら要注意。すぐに警察に相談しましょう。

オレオレ詐欺

1 親族になりすます

息子など親族になりすまし「会社の金を使い込んだ」「浮気をして相手を妊娠させた」「交通事故の示談金を払わなければならない」「借金の返済に追われている」「株に手を出して失敗した」などと心配させ、今すぐお金が必要だという話を切り出します。家族を心配する気持ちに付け込んだ悪質な手口です。

2 捜査関係者になりすます

被害者に電話をかけ「警察署刑事課（または生活安全課など）の▲▲という者です」「銀行協会の者です。詐欺事件の関係で警察と協力しています」などと、警察官などになりすまし「あなたの口座が詐欺事件に使われている」「あなたの息子が交通事故を起こした（痴漢をした）」「お金がかかるようになる」などと驚かせて、不安な気持ちになるように仕向け、すぐにお金を下ろさせたり、振り込ませるようにまくし立てます。キャッシュカードをだまし取り、預貯金を引き出すケースもあります。

3 直接現金を取りにくる

現金の振り込みを要求せず、「同僚（上司）が取りに行く」「バイク便業者を向かわせる」などと言って、自宅まで現金を直接取りにくる手口があります。

心得4

警察官・銀行協会職員だけでなく、他人には絶対にキャッシュカードなどの暗証番号を教えるべきではありません。また警察官が暗証番号を聞くことはありません。

心得3

警察や銀行協会などの官公庁や団体から電話があった場合、言われた電話番号を信じることなく、電話帳や電話番号案内(104)などで調べる習慣を付けましょう。

心得2

普段から家族と連絡を取り合い、特殊詐欺の対策について話し合ったり、合言葉を決めたりしておく、電話がかかってきたときに落ちついて受け答えができます。

心得1

「携帯電話の番号が変わった」と電話がかかってきたら、振り込め詐欺の可能性を考えたうえで、慎重に会話することが大切。必ず元の番号に電話をしてみてください。

架空請求詐欺

1 身に覚えのない料金を請求される手口

「インターネットサイト利用料金が未納」「有料サイトに登録されました」などとありもしない内容の文書やメールを送り付けてきます。文面には「裁判手続となる」などと記載し、受取人の不安をおおった上で、すぐにお金を支払うよう要求してきます。

2 名義貸しに関わる手口

株式や社債などの優先購入権・老人ホームなどの施設入所権・リゾート会員権優先購入権など、他に優先して特別な権利を有しているなどと虚偽の電話をかけてきます。その後、別の人物が「権利を譲ってほしい」「名義を貸してほしい」などと言ってきます。親切心などからこれに応じた被害者に対して「名義を貸したことは違反になる」「調査が入り、あなたの資産が全て差し押さえられる」と、名義を貸した被害者を脅し、お金をだまし取るうとします。

！ 裁判所や裁判所職員らを装った電話や電子メールに注意！

実在しない裁判所の職員の名前や、あたかも裁判に関係があるかのような団体の名称をかたる電話やメールが送信される事例が発生しています。メールで金銭の振り込みを求めることはありません。

心得7

「現金送れ」は要注意。宅配便を利用して送金を求められたら詐欺を疑ってください。普通郵便や宅配便でお金を送ることは違法です。通常の商取引では、送金記録が残らないこうした方法で送金は考えられません。

心得6

使用したサイト名の記載がない請求・利用した時間の記載のない請求・明確な料金内訳の記載のない請求・料金の請求以外の文言(身辺調査の開始、会社へ訪問するなど)が記載してある請求は要注意です。

心得5

心当たりのない請求には応じないことが大切。不安に思ったとき(心当たりがあるかどうか分からない場合)は、各種相談窓口までご相談ください。メールなどに記載された連絡先に連絡してはいけません！

融資保証金詐欺

実際には融資する意思がないにもかかわらず「誰でも融資します」「審査は簡単です」「担保不要」などの文言でしがきやメールを送り付けてきます。融資の申し込みをする、犯人は保証金などと言って融資に先立ってお金を振り込むよう要求し、その後も、さまざまな名目でお金を要求して、何度もだまし取ります。

地震や大雨などの災害に伴って、「震災の影響で売り上げが減少する恐れのある中小企業対象に融資する」「こんなときこそ復興を！ 全国の中小企業の皆さまへの低金利融資」など、会社を救済するように装って、融資を持ち掛けてくるものもあります。

心得9

実在する貸金業者を装っている場合がありますので、融資を申し込む場合は、電話帳や電話番号案内などで、その業者の電話番号を調べ、確認してください。はがきなどに記載された連絡先に連絡してはいけません！

心得8

正規の貸金業者では「保証金」や「借入金データの抹消手続き料」など、いかなる名目であっても、融資を前提にお金の振り込みを要求することはありません。

心得10

会員登録をしていない会社から届いたダイレクトメールやファクスは、その時点で注意が必要です。

心得11

「還付金」がATMで返還されることは絶対にありません。「携帯電話を持ってATMへ行け」は詐欺です！

心得12

ATMの操作に不慣れな高齢者を対象に被害が多く発生しています。携帯電話をかけたままATMを操作しているお年寄りを見掛けたら、詐欺の被害を疑い、ぜひ一声掛けましょう。

還付金等詐欺

「自治体(都道府県や市区町村)」「税務署」「年金事務所」などの職員を名乗り、被害者に対して医療費の還付・税金の還付・保険料の還付・年金の未払い金などと言って、還付の手続のためATM(現金自動預払機)に行くよう求めてきます。

電話での相談は、

全国共通の#9110 緊急の場合は110番!

携帯電話からでも利用できますが、ダイヤル回線や一部のIP電話でつながない場合は、お近くの警察本部におかけください。また、警察署でも相談に応じています。

